

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱

平成30年10月16日
白馬村告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民との協働によるまちづくりを推進するため、公共的又は公益的な団体等の活動に係る経費について、ふるさと白馬村を応援する条例（平成20年白馬村条例第21号）に基づく寄附（以下「ふるさと寄附」という。）を募り、「白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金」（以下「補助金」という。）を交付することについて、白馬村補助金等交付規則（昭和43年白馬村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域資源 地域活性化の試みにおいて特徴・素材となる農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源等のことをいう。
- (2) 知的資産 特許やノウハウの知的財産に加え、人材、技術、組織力、人的ネットワーク、ブランド等、企業の競争力の源泉となる目に見えない資産のことをいう。
- (3) 返礼品 ふるさと寄附をした者に対して贈呈する物品・サービス等をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体等（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 白馬村内に主たる事務所を有し、総会等により団体の活動について意思決定を行っていること。
- (2) 法人格の有無にかかわらず、定款又は規約等を備えていること。
- (3) 5名以上の構成員で組織されていること。
- (4) おおむね1年以上の継続的な活動実績があること。
- (5) 営利を目的とせず、公共的又は公益的な活動を自主的に行っていること。
- (6) 村との協働の実績を有すること。
- (7) 団体の活動に関する情報を広く開示していること。
- (8) 次に掲げる全てに該当すること。
 - ア 公序良俗に反する活動をしていないこと
 - イ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと
 - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を構成員に含まないこと

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。) は、村の施策と整合し、次の各号に掲げる全てを満たす事業とする。

(1) 村内の地域資源や知的資産を活用した地域の課題解決に資する事業であること。

(2) 公共的又は公益的な事業であること。

(3) 村内外の人々から広く共感を得られる事業であること。

(4) 構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。

(5) 寄附金の額にかかわらず実施する事業であること。

(6) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 特定の政治・思想・宗教等の活動を目的とした事業

イ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) 第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業

ウ 法律等で活動内容が規定されている事業(介護保険事業等)

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する風俗営業

オ 公序良俗に問題のある事業

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は、補助対象事業を実施するために必要な経費とする。ただし、事業認定の日までに契約又は支出をした経費は補助事業の対象としない。

2 当該事業に対して他の補助金等を受けている場合は、その補助金等の対象経費に相当する金額を控除した金額を補助対象経費とする。

(団体の認定)

第6条 ふるさと寄附における寄附金の指定先として認定を受けようとする団体は、白馬村ふるさと寄附補助対象団体認定申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 定款又は規約等

(2) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(3) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

2 村長は、前項の申請があったときは、白馬村ふるさと寄附補助対象団体認定審査会を開催し、その審査結果に基づき、認定する団体(以下「認定団体」という。) には、白馬村ふるさと寄附補助対象団体認定通知書(様式第2号)により、

不認定とする団体には、白馬村ふるさと寄附補助対象団体不認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 審査会の組織、運営その他必要な事項は村長が別に定める。

4 村長は、認定団体に対して、必要と認められる条件を付すことができる。

（認定の辞退）

第7条 認定団体は、認定を辞退しようとするときは、あらかじめ白馬村ふるさと寄附補助対象団体認定辞退届出書（様式第4号）により、その旨を村長に届け出なければならない。

（ふるさと寄附の募集）

第8条 村長は、認定団体が実施する補助対象事業について、ホームページ等に掲載し、ふるさと寄附を募るものとする。

2 認定団体を指定したふるさと寄附に対して、村は返礼品を送らないものとする。ただし、当該認定団体からは、寄附金額の3割に相当する額を上限として、認定団体の活動に係る返礼品を送ることができる。

（補助金の額）

第9条 補助金の額は、当該認定団体を指定して寄附された金額の100分の95に相当する額の範囲内で、村が必要な予算措置を行った額を上限とする。

2 団体を指定せずに寄せられたふるさと寄附については、村長が団体を指定して寄附金額の100分の95に相当する額を前項の補助金額に上乘せすることができる。

3 寄附金の額が少額である等の理由で、複数年分を合わせて活用することが効果的と認められる場合は、認定団体の希望により寄附があった年の翌3年分まで、基金に積み立てておくことができる。

4 認定団体に交付する補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする認定団体は、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 交付申請書は、ふるさと寄附の受付を開始した日の属する年度の翌年度以降に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第11条 村長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認められるときは、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事業の実施)

第12条 補助対象事業の実施期間は、前条の規定による交付決定を受けた日から、当該年度末までとする。

(事業の変更)

第13条 認定団体は、交付申請書の内容に変更が生じるときは、あらかじめ白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金変更申請書(様式第7号。以下「変更申請書」という。)を村長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第14条 村長は、前条の規定により変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更内容が適当であると認めるときは、決定事項及び変更後の交付金額を白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金変更承認通知書(様式第8号)により、また適当でないとき認めるときは、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金変更不承認通知書(様式第9号)により、それぞれ通知するものとする。

(実績報告)

第15条 認定団体は、事業実施後速やかに、事業の成果を記載した白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金実績報告書(様式第10号。以下「実績報告書」という。)を村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 村長は、前条による実績報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、補助金の額を確定し、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金確定通知書(様式第11号。以下「確定通知書」という。)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 補助金の交付を受けようとする認定団体は、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付請求書(様式第12号)を村長に提出しなければならない。

2 認定団体は、第11条の規定による交付決定を受けた後、補助金の交付を概算払で受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金概算払申請書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金概算払請求書(様式第14号)
- (2) 契約書、請書、請求書、見積書等、支払先及び金額を証する書類
- (3) 概算払の対象となる経費及び事業の進捗状況を記載した書類
- (4) その他、必要と認められる書類

- 3 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、必要と認めるときは、交付決定額の範囲内で概算払により交付することができる。

(財産の管理及び処分)

第18条 認定団体は、補助金により取得、又は効用の増加した設備等（以下「設備等」という。）のうち、1台につき50万円以上のものを、補助金交付後5年以内に補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金財産処分承認申請書（様式第15号。以下「財産処分申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定により財産処分申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、財産処分が適当であると認めるときは、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金財産処分承認通知書（様式第16号）により、また適当でないと認めたときは、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金財産処分不承認通知書（様式第17号）により、それぞれ通知するものとする。

- 3 村長は、前項の承認をした認定団体に対し、当該承認にかかる財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を村に納付させるものとする。

- 4 認定団体は、設備等について、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(関係書類の整備)

第19条 認定団体は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、補助事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する年度の3月31日まで保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第20条 村長は、認定団体が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の交付の決定を取消すことができる。

(1) 法令、本要綱に違反したとき

(2) 虚偽の申請をしたとき

(3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、寄附金を交付することが適当でないと判断される時

- 2 村長は、前項の規定により交付の決定を取消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合、当該認定団体を指定して受け入れた寄附金及び現に基金に積み立てている寄附金並びに返還された補助金については、他の事業に振替えることができる。

(報告及び調査)

第21条 認定団体は、事業終了後1年以内に、事業の成果を白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金成果報告書(様式第18号)により村長に報告しなければならない。

2 村長は、必要があると認めるときは、認定団体に対して、補助金の使途について調査することができる。

(成果の公表)

第22条 認定団体は、補助金の活用内容について、ホームページ等で広く公表するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

所在地

団体名

代表者名

電話番号

印

白馬村ふるさと寄附補助対象団体認定申請書

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

団体の設立年月日	
会員数	
活動目的及び主な活動内容	
補助金の活用内容の見込み	
添付書類	①定款又は規約 ②前年の事業報告書及び収支決算書 ③今年度の事業計画書及び収支予算書

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと寄附補助対象団体認定通知書

年 月 日付けで申請がありました白馬村ふるさと寄附補助対象団体の認定について、下記のとおり認定したので、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 団体名

2. 代表者名

3. 受入開始日

4. 条件

- ① 村から提供する寄附者の個人情報については、お礼状及び返礼品の送付のためのみ利用し、関係法令等に則って適切に処理すること。
- ② 補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ村と交付金額等について調整の上、補助金交付申請書（様式第4号）を提出すること。
- ③ 認定期間中は、事業年度終了後3か月以内に総会等の事業報告書と決算書を提出すること。

*受入開始日より貴団体を指定したふるさと寄附の受付を開始します。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと寄附補助対象団体不認定通知書

年 月 日付けで認定の申請がありました白馬村ふるさと寄附補助対象団体の認定について、下記の理由により認定できませんので、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 団体名
2. 代表者名
3. 不認定の理由

（教示）

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

所在地

団体名

代表者名

電話番号

印

白馬村ふるさと寄附補助対象団体認定辞退届出書

年 月 日付け第 号で通知のあった白馬村ふるさと寄附補助対象団体の認定について、下記の理由により辞退したいので、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

辞退の理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

所在地

団体名

代表者名

電話番号

印

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付申請書

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第10条の規定により、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 添付書類

(1) 補助金活用計画書（様式第5号 別紙1）

(2) 収支予算書（様式第5号 別紙2）

年度 補助金活用計画書

1 事業名	
2 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3 事業の目的	
4 事業内容	
5 予想される成果・効果	

収支予算書

1 収入

科目	金額 (円)	備考
村補助金		
計		

2 支出

科目	金額 (円)	備考
計		

※支出科目は、謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、工事請負費等に分けて記載してください。
(経理上の科目名で構いません)

様式第6号（第11条関係）

白馬村指令 第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました白馬村ふるさと寄附金を活用した協働のまちづくり推進補助金について、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 円

2. 条件

- ① 交付申請の内容に変更が生じるときは、速やかに変更申請書（様式第7号）を提出すること。
- ② 事業実施後速やかに実績報告書（様式第11号）を提出すること。
- ③ 補助金の活用内容については、団体のホームページ等で広く公表すること。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

所在地

団体名

代表者名

印

電話番号

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金変更申請書

年 月 日付け白馬村指令 第 号により交付決定のあった白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金について、下記のとおり変更したいので、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

3. 添付書類

(1) 変更活用計画書（様式第7号 別紙1）

(2) 変更後の収支予算書（様式第7号 別紙2）

年度 補助金変更活用計画書

1 事業名	
2 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3 変更の理由	
4 変更内容	
5 予想される成果・効果	

※ 変更した内容が分かるよう記載してください。

収支予算書

1 収入

(単位：円)

科目	金額	備考
村補助金		
計		

2 支出

(単位：円)

科目	金額	備考
計		

※支出科目は、謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、工事請負費等に分けて記載してください。

(経理上の科目名で構いません)

※備考欄に変更内容が分かるよう記載してください。

様式第8号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更の申請がありました白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金について、下記のとおり承認したので、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1. 変更交付決定額 円

2. 条件

3. その他

第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで変更の申請がありました白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金について、下記の理由により不承認とすることに決定したので、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

不承認の理由

（教示）

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第15条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

所在地

団体名

代表者名

印

電話番号

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金実績報告書

年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定のあった白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金を活用して事業を実施しましたので、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 活用実績報告書（様式第10号 別紙1）
2. 収支決算書（様式第10号 別紙2）

年度 補助金活用実績報告書

1 事業名	
2 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
3 事業内容	
4 事業実施の成果・効果	

収支決算書

1 収入

(単位：円)

科目	金額	備考
村補助金		
計		

2 支出

(単位：円)

科目	金額	備考
計		

※支出科目は、謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、工事請負費等に分けて記載してください。
(経理上の科目名で構いません)

様式第 11 号（第 16 条関係）

白馬村達 第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金確定通知書

年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定しました白馬村ふるさと寄附
を活用した協働のまちづくり推進補助金について、下記のとおり額を確定しましたので、白
馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第 16 条の規定により通知
します。

記

1. 認定団体名

2. 交付確定額

円

（ 参考：うち、概算払済額

円 ）

様式第12号（第17条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

所在地

団体名

代表者名

電話番号

印

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付請求書

年 月 日付け白馬村達 第 号で確定通知のあった白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金について、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金額 _____ 円

振込先金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・農協	
	支店・支所・出張所	
口座番号・種別		1：普通 2：当座
フリガナ		
口座名義		

年 月 日

白馬村長 宛

所在地

団体名

代表者名

印

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金概算払申請書

年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定のあった白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金について、下記のとおり概算払により交付を受けたので、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により申請します。

記

1. 認定団体名

2. 交付決定額 円

3. 概算払申請額 円

補助対象経費 (総額)	うち、概算払 に係る経費	交付決定額 (ア)	概算払額 (イ)	残額 (ア) - (イ)
円	円	円	円	円

4. 概算払を必要とする理由及び概算払い申請額積算の根拠

(理由)
(積算根拠)

(添付書類) 1 白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金概算払請求書（様式第 14 号）

2 契約書、請書、見積書等、支払先及び金額を証する書類

3 概算払の対象となる経費及び事業の進捗状況を記載した書類

4 その他、必要と認められる書類

様式第 14 号（第 17 条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

所在地

団体名

代表者名

電話番号

印

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金概算払請求書

年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定のあった白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金について、下記の金額を概算払により交付されるよう、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により請求します。

記

1. 認定団体名

2. 請求額

円

3. 補助金振込先

振込先金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・農協	
	支店・支所・出張所	
口座番号・種別		1：普通 2：当座
フリガナ		
口座名義		

様式第 15 号（第 18 条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

所在地

団体名

代表者名

印

電話番号

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金財産処分承認申請書

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により申請します。

記

1. 認定名
2. 取得財産の品目及び取得年月
 - (1) 品目
 - (2) 取得年月日
3. 取得価格及び残存簿価
 - (1) 取得価格
 - (2) 残存簿価
4. 当該処分財産に係る補助金の交付額
5. 4 に対する当該補助金の確定額
6. 処分理由
7. 処分方法

様式第 16 号（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金財産処分承認申請について、下記のとおり承認したので、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 事業名
2. 取得財産の品目及び取得年月
 - (1) 品目
 - (2) 取得年月日
3. 取得価格及び残存簿価
 - (1) 取得価格
 - (2) 残存簿価
4. 当該処分財産に係る補助金の交付額
5. 4 に対する当該補助金の確定額

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金財産処分不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金財産処分承認申請について、下記の理由により不承認とすることに決定したので、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 事業名

2. 取得財産の品目及び取得年月

(1) 品目

(2) 取得年月日

3. 不承認の理由

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

白馬村長 宛

所在地

団体名

代表者名

印

電話番号

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金成果報告書

白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金に係る成果報告について、白馬村ふるさと寄附を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

認定事業名	
報告年度	
事業の概要	
事業の実績 (収支の状況、地域課題解決・地域活性化への貢献等)	
事業の課題	

※決算書又は試算表等の事業の実績に関する資料を添付してください。